

請求する前にもう一度チェックしましょう！(通所介護・介護予防通所介護)

チェック1

事業所の規模に応じた単位数で通所介護費の報酬を請求していますか。

前年度の1月当たり平均利用延人員数(前年度実績が6月未満の事業所等は別に定められた計算方法により算出した人員数)が300人以内の場合は小規模型で、300人を超える場合は通常規模型で算定します。また、900人を超える大規模事業所は、通常規模型の100分の90を算定します。

チェック2

利用者側のやむを得ない事情により2時間以上3時間未満の通所介護を行った場合は、報酬を減算して請求していますか。

通所介護は、3時間以上のサービス提供が原則ですが、利用者の心身の状況により2時間以上3時間未満のサービスを提供する場合には、3時間以上4時間未満の所定単位数の100分の70に減算して算定します。

チェック3

家族の送迎の都合で計画時間を超えて事業所にいる場合の延長時間や、送迎に要した時間を加えた時間で報酬請求していませんか。

単に当日のサービスの進行状況や家族の送り迎えの都合などで利用者が長く事業所にいる場合、その時間はサービス提供時間には該当しません。また、送迎の時間もサービス提供時間には含めません。

チェック4

延長加算は、通所介護と延長サービスを通算した時間が8時間以上となった場合にのみ請求していますか。

延長加算は通所介護の所要時間と延長サービスの所要時間の通算時間が8時間以上の場合、1時間ごとに算定し、7時間の通所介護の後に2時間の延長サービスを行った場合は、1時間分の加算が算定できます。

チェック5

利用者側の事情で、計画上位置づけられた入浴が清拭のみになった場合に、入浴介助加算を請求していませんか。

清拭のみの介助は入浴介助加算の対象にはなりません。なお、シャワーを利用して全身を洗った場合には、入浴介助加算を算定できます。

チェック6

サービス提供時間帯に120分以上専従の機能訓練指導員を配置していない日について、個別機能訓練加算を請求していませんか。

個別機能訓練加算を算定するには、1日のサービス提供時間帯に専従の機能訓練指導員を120分以上配置する必要があります。なお、予め利用者や居宅介護支援事業者に周知していれば、特定の曜日のみ算定することもできます。

チェック7

事業所外の温泉施設等に日帰り旅行を行う等、特別な行事を行った日について(介護予防)通所介護費を請求していませんか。

戸外での活動が(介護予防)通所介護計画に機能訓練の一環として位置づけられ、訓練が適切に行われていれば報酬を算定できますが、戸外での活動が特別な行事に該当する場合には、報酬は算定できません。

チェック8

利用者をサービス提供時間帯に医療機関に受診させた場合に、受診時間も含んだ時間で報酬請求していませんか。

緊急やむを得ない場合を除き、サービス提供時間帯に医療機関への受診はできません。なお、サービス開始前又は終了後に併設医療機関等で受診することはできますが、一律機械的に計画に組み込むことは適切ではありません。

チェック9

介護予防通所介護において、月途中のサービス開始又はサービス終了の場合に日割り計算をしていませんか。

日割り計算をするのは、要介護から要支援に変わった場合、要支援から要介護に変わった場合、同一保険者内での転居等により事業所を変更した場合及び要支援区分が変わった場合のみです。

チェック10

介護予防通所介護において、選択的サービスを算定する届出をしているのに、アクティビティ実施加算を算定していませんか。

アクティビティ実施加算は、3つの選択的サービスの加算の届出をしていない事業所のみが算定できます。選択的サービスの加算の届出をしている事業所は、利用者が選択的サービスを希望しなかった場合でも、アクティビティ実施加算は算定できません。

加算(通所介護)

<p>延長加算</p>	<p>6時間以上8時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行った場合であって、通算した時間が8時間以上となる場合。 総所要時間が8時間以上9時間未満の場合 50単位 総所要時間が9時間以上10時間未満の場合 100単位</p>	<p>若年性認知症ケア加算 (1日60単位)</p>	<p>若年性認知症の利用者を対象に、一般の利用者とサービス提供単位を区分して利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合。</p>
<p>入浴介助加算 (1日50単位)</p>	<p>入浴中の利用者を見守り、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行った場合。 自立支援の観点から、極力利用者自身の力で入浴し、結果的に直接介助を行わなかった場合も算定可能。</p>	<p>栄養マネジメント加算 (1回100単位、月2回を限度)</p>	<p>管理栄養士を1名以上配置し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して低栄養状態にある者等に対して栄養ケア計画を作成し、この計画に基づき栄養改善サービスの実施や記録、評価、計画の見直し等を行った場合。</p>
<p>個別機能訓練加算 (1日27単位)</p>	<p>1日のサービス提供時間帯に120分以上、専従の機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、又はあん摩マッサージ指圧師)を配置し、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、この計画に基づき計画的に機能訓練を行い、記録、評価等を行っている場合。 あらかじめ定め、利用者や居宅介護支援事業者に周知していれば、特定の曜日のみ算定をすることも可能。</p>	<p>口腔機能向上加算 (1回100単位、月2回を限度)</p>	<p>言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して口腔機能の低下している者等に対して口腔機能改善管理指導計画を作成し、この計画に基づき口腔機能向上サービスの実施や記録、評価、計画の見直し等を行った場合。</p>

加算(介護予防通所介護)

<p>運動器機能向上加算 (1月225単位)</p>	<p>専従の理学療法士等を中心に看護職員、介護職員等が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別の計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合。</p>	<p>アクティビティ実施加算 (1月81単位)</p>	<p>利用者に対して、計画的にアクティビティ(集団的に行われるレクリエーション、創作活動等の機能訓練)を実施した場合。 から に係る届出をしている場合は算定しない。</p>
<p>栄養改善加算 (1月100単位)</p>	<p>低栄養状態にある者などに対し、管理栄養士等が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合。</p>	<p>事業所評価加算 (1月100単位)</p>	<p>からの加算の対象となる事業所について、評価対象となる期間(原則、各年1月～12月)に利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合。 当該評価対象期間の満了日の属する年度の翌年度に限り算定する。</p>
<p>口腔機能向上加算 (1月100単位)</p>	<p>口腔機能の低下している者などに対し、歯科衛生士等が看護職員、介護職員等と共同して口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合。</p>		